

発南第1391号  
平成18年3月6日

南部町総合計画審議会  
会長 矢吹 奎 様

南部町長 坂本 昭文

### 南部町総合計画について（諮問）

このことについて、南部町総合計画審議会条例（平成16年南部町条例179号）第2条の規定により、下記事項について調査審議を求めます。

### 記

#### 1. 南部町総合計画について

##### 諮問理由

新町「南部町」発足に伴い、安心して確かな未来・将来に向けて夢のある町づくりを推進するため、南部町の総合的な方針等を決定する必要があります。

このことにより、第1次南部町総合計画第1次基本計画の策定について貴審議会に諮問します。

平成18年3月31日

南部町長 坂本昭文 様

南部町総合計画審議会  
会長 矢吹 奎

南部町総合計画について（答申）

平成18年3月6日付け発南第1391号で諮問のあった第1次南部町総合計画第1次基本計画について、本審議会では慎重な審議を重ねた結果、次のとおり結論を得たので答申します。

記

1. 南部町総合計画は、適当であると認めます。

ただし、次のとおり意見を申し添えます。

付帯意見

- (1) 計画の実施に当たっては、他の計画との整合性を欠くことがないよう配慮し、重要度・緊急度を勘案して財政措置と合わせ、その実効性を確保すること。
- (2) 計画の実施に対して評価を行うができ、その評価を計画の見直し等に反映させる体制を整えること。